

令和5年5月10日

日野川流域水利用協議会委員 各位

日野川流域水利用協議会会長
国土交通省中国地方整備局
日野川河川事務所長

令和5年度日野川流域水利用協議会（第1回）の開催（書面議決）について（依頼）

平素より日野川水系における水利行政につきましては、格別のご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

先日開催しました日野川流域水利用協議会幹事会におきまして、4月からの組織改編に伴う日野川流域水利用協議会の規約改正について、協議会に諮ることで承認を得たところですが、本来であれば協議会の定例会議において委員の皆様にご同意を得る必要がございますが、本格的な渇水対応を迎える前に関係者の混乱を防ぐため、できるだけ速やかな規約改正が求められることから、書面表決による決議とさせていただきます。

つきましては、別添の書面表決書により表決いただき、メール又はFAXにて令和5年5月15日（月）15時必着で、ご提出くださいますようお願いいたします。

なお、議決の結果につきましては、改めてご連絡させていただきます。また、ご不明な点等がございましたら、お問い合わせください。

<提出・問い合わせ先>

日野川流域水利用協議会事務局
国土交通省 中国地方整備局
日野川河川事務所 流域治水課（河口、赤松、水口）
TEL（0859）27-2420
FAX（0859）27-9131
電子メール minakuchi-m87jq@mlit.go.jp

(別添)

書 面 表 決 書

令和 年 月 日

協議会委員名： _____

日野川流域水利用協議会（第1回）における下記議案について、次のとおり表決します。

議 案	賛 成	反 対
○日野川流域水利用協議会規約の改正について 第7条について、事務局を「調査設計課」から 「流域治水課」に改める。		

「賛成」・「反対」いずれかの欄に○印を記入してください。

（ご意見等あれば記入して下さい。）

担 当 者： _____

電話番号： _____

※メール又はFAXにて令和5年5月15日（月）15時必着で、提出をお願い致します。

日野川流域水利用協議会 事務局
（日野川河川事務所流域治水課）
FAX（0859）27－9131
E-mail：minakuchi-m87jq@mlit.go.jp

令和5年5月15日

日野川流域水利用協議会委員 各位

日野川流域水利用協議会事務局

令和5年度日野川流域水利用協議会（第1回）（書面議決）の結果について

平素より日野川水系における水利行政につきましては、格別のご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

日野川流域水利用協議会（第1回）は書面での議決とし、委員の皆様より書面表決書のご提出を頂きました。その結果につきまして、下記のとおりご報告いたします。

議決のご協力ありがとうございました。

記

議案「日野川流域水利用協議会規約の改正」については、承認されました。

また、不明な点等ありましたら、お問い合わせください。

<問い合わせ先>

日野川流域水利用協議会事務局

国土交通省 中国地方整備局

日野川河川事務所流域治水課（河口、赤松、水口）

TEL(0859)27-2420／FAX(0859)27-9131

メールアドレス：minakuchi-m87jq@mlit.go.jp

日野川流域水利用協議会規約

(名称)

第1条 本会は、日野川流域水利用協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、日野川水系の水利用に関し、関係する行政機関及び水利使用者等が情報交換等を行い、相互の連携を密にすることで水利問題等に対処し、日野川流域の円滑な水利用の推進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の各号について協議する。

- (1) 河川の状況に関する事項
- (2) 水利用の実態に関する事項
- (3) 水利用の調整に関する事項
- (4) その他協議会の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員によって組織する。ただし、会長が必要と認めた者を関係委員と協議し、出席を求めることができる。

- 2 協議会には、会長を置き、国土交通省日野川河川事務所長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(協議会の開催)

第5条 協議会は、原則として年一回定例会議を開催するものとし、会長はその議長となる。

- 2 その他会長が必要と認めたとき、若しくは委員の要請があった場合にも随時開催するものとする。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置き、別表に掲げる幹事によって組織する。ただし、幹事長が必要と認めた者を関係幹事と協議し、出席を求めることができる。

- 2 幹事会は、協議会から付託された事項の推進を図り、その検討結果を協議会に報告するものとする。
- 3 幹事会に幹事長を置き、国土交通省日野川河川事務所副所長（技）がこれにあたる。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が召集する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、国土交通省日野川河川事務所流域治水課に置くものとする。

- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要がある場合は、定例会議において委員の同意を得てこれを行

うことができる。

（その他）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

附 則

この規約は、平成12年1月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月15日から施行する。